

# 保津川漁業協同組合遊漁規則の変更について

## 1 変更の概要

- ・アユ友釣専用区域の変更

## 2 新旧対照表

変更前				変更後			
(遊漁の方法等) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具漁法により、ウ欄の規模の範囲においてエ欄の期間中でなければならない。 (略)				(遊漁の方法等) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具漁法により、ウ欄の規模の範囲においてエ欄の期間中でなければならない。 (略)			
(2) 漁業区域内に次の表の通りあゆ友釣専用区を設ける。				2 漁業区域内に次の表の通りあゆ友釣専用区域を設ける。			
ア区分	イ漁法	ウ区域	エ期間	ア区分	イ漁法	ウ区域	エ期間
友釣専用区	友釣	1区 亀岡市保津町下中島14番地と対岸亀岡市保津町泉口37番地とを結んだ線(保津橋上流端)より下流京都市西京区桂上野今井町と対岸京都市右京区梅津堤上町とを結んだ線(上野橋下流端)までの区域  (略)	(略)	友釣専用区	友釣	1区 京都市右京区嵯峨天龍寺芒の馬場町と対岸京都市西京区嵐山中尾下町を結んだ線(一の井堰上流端)より下流京都市西京区桂上野今井町と対岸京都市右京区梅津堤上町とを結んだ線(上野橋下流端)までの区域  (略)	(略)
2 前項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。				3 第1項及び前項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。			
3 あゆ友釣専用区のうち、京都市右京区嵯峨天龍寺亀ノ尾町官有地と京都市西京区嵐山元禄山町を結んだ線(通称千鳥ヶ淵)から下流右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場無番地と対岸京都市西京区嵐山中尾下町を結んだ線(通称一ノ井堰)までの区域でのう飼漁法は認めることとする。				4 京都市右京区嵯峨天龍寺亀ノ尾町官有地と京都市西京区嵐山元禄山町を結んだ線(通称千鳥ヶ淵)から下流右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場無番地と対岸京都市西京区嵐山中尾下町を結んだ線(通称一ノ井堰)までの区域でのう飼漁法は認めることとする。			